

事業所防災リーダー通信 vol.22

事業所防災リーダーに向けて、防災知識や防災に関するお知らせ等を定期的に発信します。

事業所防災リーダーへのご登録、ありがとうございました！
東京都防災リーダー事務局からのお知らせです。
本メールは、事業所防災リーダーとして登録された際のメールアドレスにお送りしています。

<< 事業所防災リーダー必携②② >>

企業の方などから東京都に寄せられた防災に関するご質問のうち、よくあるものを取り上げました。
防災対策の参考にしてみてください。



Q 夜間・休日に地震が発災した際、災害対応のために従業員が参集することになっています。一方で企業には発災後はなるべく動かず、従業員の「帰宅」を抑制をすることが求められていますが、発災後に従業員を参集させるのは問題ないでしょうか。

A 東京都帰宅困難者対策条例では、事業者は、大規模災害の発生時において、「従業員が一斉に帰宅することの抑制に努めなければならない」（条例第7条第1項）とされています。
従業員等が災害発生から72時間は移動せず、安全な場所に留まらなければならない理由としては、

- ・ 徒歩帰宅者の混雑による救助・救命活動の妨げになることを防ぐ
- ・ 徒歩帰宅者自身が二次災害に遭う恐れを避ける

ということがあります。

発災時に従業員を自宅から参集させる場合についても、上記のようなリスクを企業がよく理解し、混雑回避や従業員の安全確保についてきちんと対応しなければなりません。

自宅から参集場所までの距離をなるべく縮める、安全に参集できる装備や条件、タイミングを整える、などの工夫をしてください。

